看護教員養成講習会事業

１　目的

　　専任教員養成講習会に看護教員を派遣する看護師等養成所に対する受講

料等の補助により、専任教員の養成確保・看護基礎教育の質の向上を図る。

２　補助対象事業

看護師等養成所の開設者が雇用している看護教員に、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が実施する専任教員養成講習会を受講させるために負担した経費に対して行うものとする。

３　補助額

　補助基準額と対象経費を比較して少ない方の額（＝交付基礎額）に２分の１を乗じて得た額

（１）補助基準額

　派遣した看護職員１人あたり４４２，０００円

　但し、複数年度にわたり受講する場合、補助基準額４４２，０００円から過去に補助を受けた交付基礎額を差し引いた額を当該年度の補助基準額とする。

（例）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 補助基準額 | 対象経費 | 交付基礎額 | 補助額 |
| １年目 | 442,000 | 330,000 | 330,000 | 165,000 |
| ２年目 | 112,000  (442,000－330,000) | 250,000 | 112,000 | 56,000 |

（２）対象経費

　受講料（入学金、編入料、授業料、履修登録料、教育充実費、スクーリング受講料等）

※　ただし、入学検定料、テキスト代、実習委託費、実習時の保険金、旅費・宿泊費は含まない。